

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2021年2月1日時点
～2021年1月31日	2021年2月1日～

<p>▲ I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <hr/> <p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 契約</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</p> <p>第23条～第24条の2 (略)</p> <p>第25条 <a href="#">第4種契約の締結</a></p> <p>第26条 <a href="#">電話等加入権の譲渡に伴う第4種契約の扱い</a></p> <p>第27条 <a href="#">特定協定事業者の契約の解除等に伴う第4種契約の扱い</a></p> <p>第27条の2～第31条 (略)</p> <p>第3節～第6節 (略)</p> <p>第5章～第7章 (略)</p> <p>第8章 料金等</p> <p>第1節 料金等の支払義務</p> <p>第89条～第93条 (略)</p> <p>第94条 <a href="#">同上</a></p> <p>第95条～第97条 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第9章～第10章 (略)</p> <p>別記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <a href="#">他社料金設定通信に関する料金の取扱い等</a></p> <p>3～14 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>料金表別表1～料金表別表2 (略)</p> <hr/> <p>第1章 (略)</p>	<p>▲ I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <hr/> <p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 契約</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</p> <p>第23条～第24条の2 (略)</p> <p>第25条 <a href="#">削除</a></p> <p>第26条 <a href="#">削除</a></p> <p>第27条 <a href="#">削除</a></p> <p>第27条の2～第31条 (略)</p> <p>第3節～第6節 (略)</p> <p>第5章～第7章 (略)</p> <p>第8章 料金等</p> <p>第1節 料金等の支払義務</p> <p>第89条～第93条 (略)</p> <p>第94条 <a href="#">削除</a></p> <p>第95条～第97条 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第9章～第10章 (略)</p> <p>別記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <a href="#">削除</a></p> <p>3～14 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>料金表別表1～料金表別表2 (略)</p> <hr/> <p>第1章 (略)</p>
---	---

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2021年2月1日時点

～2021年1月31日

2021年2月1日～

第2章 オープンコンピュータ通信網サービスの種類

(オープンコンピュータ通信網サービスの種類)

第3条 オープンコンピュータ通信網サービス(この別冊により提供するものに限り、以下同じとします。)には、次の種類があります。

種類	内容
1 (略)	(略)
2 第4種オープンコンピュータ通信網サービス	<u>ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続し、又はDSL回線若しくは光アクセス回線を使用して提供するオープンコンピュータ通信網サービス</u> であって、利用者識別符号を送信することにより通信を行うことができるメニューを含むもの
3 (略)	(略)
4 第6種オープンコンピュータ通信網サービス	<u>ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して提供するオープンコンピュータ通信網サービス又は利用回線、DSL回線、光アクセス回線若しくはモバイルアクセスを使用して提供するオープンコンピュータ通信網サービス</u> であって、その契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるメニューを含むもの
5～6 (略)	(略)

第3章 (略)

第4章 契約

第1節 (略)

第2節 第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

第23条～第24条の2 (略)

第2章 オープンコンピュータ通信網サービスの種類

(オープンコンピュータ通信網サービスの種類)

第3条 オープンコンピュータ通信網サービス(この別冊により提供するものに限り、以下同じとします。)には、次の種類があります。

種類	内容
1 (略)	(略)
2 第4種オープンコンピュータ通信網サービス	<u>利用回線、DSL回線又は光アクセス回線</u> を使用して提供するオープンコンピュータ通信網サービスであって、利用者識別符号を送信することにより通信を行うことができるメニューを含むもの
3 (略)	(略)
4 第6種オープンコンピュータ通信網サービス	利用回線、DSL回線、光アクセス回線 <u>又は</u> モバイルアクセスを使用して提供するオープンコンピュータ通信網サービスであって、その契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるメニューを含むもの
5～6 (略)	(略)

第3章 (略)

第4章 契約

第1節 (略)

第2節 第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

第23条～第24条の2 (略)

<b>I P通信網サービス契約約款 別冊</b> (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	<b>【現改比較表】 2021年2月1日時点</b>
~2021年1月31日	2021年2月1日~

<p><u>(第4種契約の締結)</u></p> <p>第25条 <u>特定協定事業者（共通編別記2の(1)、(5)、(6)及び(7)に掲げる者に限ります。以下本条において同じとします。）と電話等契約（当社が別に定めるものを除きます。以下本条において同じとします。）を締結したとき又は電話等加入権（電話等契約者（特定協定事業者と電話等契約を締結した者をいいます。以下同じとします。）がその契約に基づき、特定協定事業者の電気通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡を受けたときは、その電話等契約者は、当社と第4種契約（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー2のタイプ1のコース8に係るもの）に限ります。以下本条において同じとします。）を締結したこととなります。</u></p> <p><u>ただし、その電話等契約の申込みが承諾されたとき又は電話等加入権の譲渡が承認されたときに第4種契約を締結しない旨の意思表示をした電話等契約者については、この限りではありません。</u></p> <p><u>(注) 当社が別に定める電話等契約は、共通編別記17の(4)の工の（ア）に規定するK D I 株式会社に係る電話等契約とします。</u></p> <p>2 <u>前項ただし書きその他この約款の規定により、現に当社と第4種契約を締結していない電話等契約者が第4種オープンコンピュータ通信網サービス（料金表第1表に規定するカテゴリー2のタイプ1コース8に係るもの）に限ります。）を利用しようとするときは、あらかじめその旨を契約事務を行うI P通信網サービス取扱所に申し込み、第4種契約を締結していただきます。</u></p> <p><u>ただし、次の場合には、当社はその第4種契約の申込みを承諾しないことがあります。</u></p> <p><u>(1) その申込みをした者が、第4種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(2) その申込みをした者が、共通編第24条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、I P通信網サービスの利用を停止されている、又はI P通信網契約の解除を受けたことがあるとき。</u></p> <p><u>(3) その申込みをした者が、申込みに当たり虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき。</u></p> <p><u>(4) 第4種契約の申込みをした者が、共通編別記6（I P通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。</u></p> <p><u>(5) その他当社のI P通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。</u></p>	<p>第25条 <u>削除</u></p>
--	-----------------------

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2021年2月1日時点
～2021年1月31日		2021年2月1日～
<p>(電話等加入権の譲渡に伴う第4種契約の扱い)</p> <p>第26条 当社は、第4種契約者(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリー2のタイプ1のコース8に係る者に限ります。以下第27条(特定協定事業者の契約の解除等に伴う第4種契約の扱い)までにおいて同じとします。)が、特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより電話等加入権の譲渡の承認を請求し、その承認を受けたときは、その第4種契約を解除します。</p> <p>(特定協定事業者の契約の解除等に伴う第4種契約の扱い)</p> <p>第27条 当社は、第4種契約者からその第4種契約に係るデータ利用回線(当社が別に定めるものを除きます。以下本条において同じとします。)について、契約の解除若しくは利用休止があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第4種契約を解除します。</p> <p>ただし、データ利用回線に係る契約を解除又は利用休止すると同時にその契約に相当する契約を締結した場合であって、その第4種契約者から第4種契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。</p> <p>2 前項に規定するほか、当社は、第4種契約者とその第4種契約に係るデータ利用回線について特定協定事業者と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その第4種契約を解除することがあります。</p> <p>(注) 本条第1項に規定する当社が別に定めるデータ利用回線は、共通編別記17の(4)の工の(ア)に規定するKDDI株式会社に係る電話等契約に係るデータ利用回線とします。</p> <p>第27条の2～第31条 (略)</p> <p>第3節～第6節 (略)</p> <p>第5章～第6章 (略)</p> <p>第7章 通信</p> <p>第87条 (略)</p> <p>(料金適用上必要な事項の測定等)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2 (略)</p>		<p>第26条 削除</p> <p>第27条 削除</p> <p>第27条の2～第31条 (略)</p> <p>第3節～第6節 (略)</p> <p>第5章～第6章 (略)</p> <p>第7章 通信</p> <p>第87条 (略)</p> <p>(料金適用上必要な事項の測定等)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2021年2月1日時点
～2021年1月31日	2021年2月1日～	

<p>3 第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る<u>以下に掲げる接続時間</u>の測定等については、料金表第1表に定めるところによります。</p> <p><u>(1) 接続利用者識別符号数(第4種契約者が指定する者がダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続し、利用回線又はDSL回線若しくは光アクセス回線を使用して行った通信の数をいいます。以下同じとします。)の測定等。</u></p> <p><u>(2) データ利用回線(料金表第1表に規定するカテゴリ2のタイプ1のコース8に係るものに限り、)からアクセスポイントへの接続時間。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第8章 料金等</p> <p>第1節 料金等の支払義務</p> <p>(オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金等の支払義務)</p> <p>第89条 共通編第29条(利用料金等の支払義務)に規定する料金等の支払義務として、オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金等の支払いは第90条(定額利用料等の支払義務)から<u>第94条</u>(利用料等の支払義務)までのとおりとします。</p> <p>第90条～第92条 (略)</p> <p>(利用料等の支払義務)</p> <p>第93条 第4種契約者は、その契約に基づいて当社がオープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月(付加機能についてはその提供を開始した日)から起算して、契約の解除があった日を含む料金月(付加機能についてはその廃止のあった日の前日)までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、<u>当社が測定した接続通信時間(その第4種契約者が指定する者以外の者が、その第4種契約者が指定する者に係る利用者識別符号を含む情報を送信した場合の接続に係る接続通信時間を含みます。)</u>、当社が測定した接続利用者識別符号数(その第4種契約者が指定する者以外の者が、その第4種契約者が指定する者に係る利用者識別符号を含む情報を送信した場合の接続に係る接続利用者識別符号数を含みます。)、当社(契約事業者を含みます。)が測定した利用速度と料金表第1表(料金)の規定とに基づいて算定した料金(以下「利用料等」といいます。)の支払いを要します。</p> <p>ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p>	<p>3 第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る<u>接続利用者識別符号数(第4種契約者が指定する者が利用回線又はDSL回線若しくは光アクセス回線を使用して行った通信の数をいいます。以下同じとします。)</u>の測定等については、料金表第1表に定めるところによります。</p> <p>4 (略)</p> <p>第8章 料金等</p> <p>第1節 料金等の支払義務</p> <p>(オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金等の支払義務)</p> <p>第89条 共通編第29条(利用料金等の支払義務)に規定する料金等の支払義務として、オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金等の支払いは第90条(定額利用料等の支払義務)から<u>第93条</u>(利用料等の支払義務)までのとおりとします。</p> <p>第90条～第92条 (略)</p> <p>(利用料等の支払義務)</p> <p>第93条 第4種契約者は、その契約に基づいて当社がオープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月(付加機能についてはその提供を開始した日)から起算して、契約の解除があった日を含む料金月(付加機能についてはその廃止のあった日の前日)までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、当社が測定した接続利用者識別符号数(その第4種契約者が指定する者以外の者が、その第4種契約者が指定する者に係る利用者識別符号を含む情報を送信した場合の接続に係る接続利用者識別符号数を含みます。)、当社(契約事業者を含みます。)が測定した利用速度と料金表第1表(料金)の規定とに基づいて算定した料金(以下「利用料等」といいます。)の支払いを要します。</p> <p>ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p>
--	---

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2021年2月1日時点
～2021年1月31日		2021年2月1日～
<p>2～4 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第94条 <u>第4種契約者は、データ利用回線(加入電話等契約に係るものに限り、)から行った通信(その第4種契約者以外の者が行ったものを含まず。)</u>について、当社が測定した接続通信時間と料金表第1表の規定とに基づいて算定した利用料等の支払いを要します。</p> <p>2 <u>第4種契約者は、利用料等について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、第4種契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。</u></p> <p>3 <u>第1項に規定する利用料等については、当社又はそのデータ利用回線に係る特定協定事業者が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、当社が請求する利用料等については、この約款及び共通編別記17の(4)の工に定める当社の契約約款に定めるところにより、特定協定事業者が請求する利用料等については、この約款及び共通編別記17の(4)の工に定める当社の契約約款に定めるものを除き、その料金を請求する特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより、</u></p> <p>4 <u>第4種契約者は、データ利用回線(PHS等契約(当社に係るものを除きます。))又は携帯電話等契約に係るものに限り、)から行った通信(以下「他社料金設定通信」といいます。)</u>については、相互接続協定に基づきそのデータ利用回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより、その通信に関する料金の支払いを要します。</p> <p>5 <u>前項の場合において、特定協定事業者及びその料金に関する具体的な取扱いは、相互接続協定に基づき別記2に定めるところにより、</u></p> <p>6 <u>第4種契約者は、データ利用回線(当社のPHS等契約に係るものに限り、)から行った通信については共通編別記17の(4)の工に定める当社の契約約款及び料金表に定めるところによりその通信に関する料金の支払いを要します。</u></p> <p>第95条～第97条 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第9章 損害賠償</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第94条 <u>削除</u></p> <p>第95条～第97条 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第9章 損害賠償</p>	

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2021年2月1日時点
～2021年1月31日	2021年2月1日～	
<p>(責任の制限)</p> <p>第99条 共通編第38条(責任の制限)第1項の場合において、当社は、オープンコンピュータ通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのオープンコンピュータ通信網サービスに係る次に掲げる料金(料金表第1表(料金)に規定する付加機能利用料(国際ローミング機能又は簡易メール(SMS)機能(本邦から外国の電気通信事業者の提供する電気通信サービスの提供区域に送信するもの又は国際ローミング事業者の提供する電気通信サービスの提供区域から送信するものに限ります。))を除きます。)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 他社料金設定通信に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する通信に関する料金(当社又はその通信に係る特定協定事業者の課金資料に基づき、前号の場合と同様の方法により算出します。)</u></p> <p>(注1)～(注4) (略)</p> <p>第99条の2 (略)</p> <p>第10章 雑則</p> <p>(I P 通信網契約者からの通知)</p> <p>第100条 I P 通信網契約者(オープンコンピュータ通信網サービスに係る者に限ります。以下本条において同じとします。)は、他社接続契約者回線又はデータ利用回線について、第46条(第6種契約申込みの方法)に規定する事項又は利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。</p> <p><u>2～3 (略)</u></p> <p>(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める異動は、次に掲げるものとします。</p> <p>(1) 他社接続契約者回線又はデータ利用回線に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更</p> <p>(2) 他社接続契約者回線又はデータ利用回線に係る契約の解除</p> <p><u>(注2)～(注3) (略)</u></p> <p>第101条～第103条 (略)</p> <p>別記</p>	<p>(責任の制限)</p> <p>第99条 共通編第38条(責任の制限)第1項の場合において、当社は、オープンコンピュータ通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのオープンコンピュータ通信網サービスに係る次に掲げる料金(料金表第1表(料金)に規定する付加機能利用料(国際ローミング機能又は簡易メール(SMS)機能(本邦から外国の電気通信事業者の提供する電気通信サービスの提供区域に送信するもの又は国際ローミング事業者の提供する電気通信サービスの提供区域から送信するものに限ります。))を除きます。)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(注1)～(注4) (略)</p> <p>第99条の2 (略)</p> <p>第10章 雑則</p> <p>(I P 通信網契約者からの通知)</p> <p>第100条 I P 通信網契約者(オープンコンピュータ通信網サービスに係る者に限ります。以下本条において同じとします。)は、他社接続契約者回線について、第46条(第6種契約申込みの方法)に規定する事項又は利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。</p> <p>(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める異動は、次に掲げるものとします。</p> <p>(1) 他社接続契約者回線に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更</p> <p>(2) 他社接続契約者回線に係る契約の解除</p> <p>第101条～第103条 (略)</p> <p>別記</p>	

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2021年2月1日時点
～2021年1月31日		2021年2月1日～

- 1 (略)
- 2 他社料金設定通信に関する料金の取扱い等
- (1) 他社料金設定通信に関する料金は、当社の提供区間（共通編別記1に定める区間のうち、第4種契約（料金表第1表（料金）に定めるコース8に係るものに限ります。）に係る区間に限ります。）と協定事業者の提供区間（複数の協定事業者に係る提供区間を含みます。）とを合わせて共通編別記2の(5)、(6)及び(7)に掲げる特定協定事業者が設定するものとし、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
- (2) (1)の規定により、特定協定事業者が定める料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるものを除き、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
- 3～14 (略)

料金表  
通則 (略)

- 第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）
- 第1 利用料金
- 1 削除
- 2 第4種契約に係るもの
- 2-1 適用

区 分	内 容				
(1) (略)	(略)				
(2) 細目に係る料金の適用	ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次のとおり通信の態様による細目を定めます。 (ア) アクセス回線による区別				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td><u>ダイヤルアップ回線等からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1	<u>ダイヤルアップ回線等からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの</u>
区 別	内 容				
タイプ1	<u>ダイヤルアップ回線等からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの</u>				

- 1 (略)
- 2 削除
- 3～14 (略)

料金表  
通則 (略)

- 第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）
- 第1 利用料金
- 1 削除
- 2 第4種契約に係るもの
- 2-1 適用

区 分	内 容				
(1) (略)	(略)				
(2) 細目に係る料金の適用	ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次のとおり通信の態様による細目を定めます。 (ア) アクセス回線による区別				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容		
区 別	内 容				



I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2021年2月1日時点

～2021年1月31日

2021年2月1日～

タイプ 2 ～タイプ 5 (略)	(略)
備考	
1～2 (略)	
3 カテゴリー 2については、 <a href="#">タイプ 1</a> からタイプ 4に限り提供します。	
4～6 (略)	
7 第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信（通信プロトコルによる区別がIPoE接続のものを除きます。）は、利用者識別符号を含む情報を送信することにより行うことができます。 ただし、次の場合は、この限りではありません。 (1)～(2) (略) <a href="#">(3) (オ) (同時セッション可能数による区別) に規定する同時セッション可能数を超える通信となるとき。</a>	
8～9 (略)	

(イ) アクセス回線の細目による区別

A [タイプ 1に係るもの](#)

区 別	内 容
<a href="#">コース 1</a>	<a href="#">コース 8 又はコース 10 以外のもの</a>

タイプ 2 ～タイプ 5 (略)	(略)
備考	
1～2 (略)	
3 カテゴリー 2については、 <a href="#">タイプ 2</a> からタイプ 4に限り提供します。	
4～6 (略)	
7 第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信（通信プロトコルによる区別がIPoE接続のものを除きます。）は、利用者識別符号を含む情報を送信することにより行うことができます。 ただし、次の場合は、この限りではありません。 (1)～(2) (略)	
8～9 (略)	

(イ) アクセス回線の細目による区別

A [削除](#)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2021年2月1日時点

～2021年1月31日

2021年2月1日～

コース8	データ利用回線からアクセスポイント (コース10に係るものに限り) に接続して通信を行うことができるものであって当社がデータ利用回線に係る特定協定事業者の提供区間と当社の提供区間とを合わせて当社が第4種契約に係る利用料を設定するもの (特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者が定める料金を除きます。)
コース10	データ利用回線からアクセスポイント (コース8に係るものに限り) に接続する通信の着信を行うことができるもの

B～C (略)

(ウ) (略)

(工) 料金の適用方法による区別

区別	内容
<u>接続通信時間に基づくもの</u>	当社が測定した接続通信時間に基づいて算定した利用料の支払いを要するもの
<u>接続利用者識別符号数に基づくもの</u>	当社が測定した接続利用者識別符号数に基づいて算定した利用料の支払いを要するもの
<u>同時セッション可能数に基づくもの</u>	(オ)に規定する同時セッション可能数に基づいて利用料を適用するもの
備考	料金の適用方法による区別については、 <u>タイプ1のコース10のものに限り適用します。</u>

B～C (略)

(ウ) (略)

(工) 削除

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2021年2月1日時点	
～2021年1月31日		2021年2月1日～	
	<p>(オ) <u>同時セッション可能数による区別</u></p> <p>A <u>第4種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ1のコース1及びコース10(同時セッション可能数に基づくものに限ります。)のものには、同時セッション可能数(第4種契約者が指定する者が同時にダイヤルアップ回線又はデータ利用回線からアクセスポイントに接続して行うことができる通信の数をいいます。以下同じとします。)による区別があります。</u></p> <p>B <u>上記の区別は、同時セッション可能数の単位は100の倍数ごとに適用します。</u></p> <p>(カ)～(ク) (略)</p> <p>イ 通信の態様による細目の変更は、次の場合に限り行うことができます。</p> <p>(ア) <u>同時セッション可能数による区別の変更の場合</u> <u>その変更日は、当社が承諾した日の翌料金月の初日とします。</u></p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p>		<p>(オ) <u>削除</u></p> <p>(カ)～(ク) (略)</p> <p>イ 通信の態様による細目の変更は、次の場合に限り行うことができます。</p> <p>(ア) <u>削除</u></p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p>
(3) 利用料の適用	<p>ア <u>第4種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ1のコース1及びコース10(接続通信時間に基づくものに限ります。)のものに限ります。)に係る利用料については、接続通信時間の料金月単位での累計時間が同時セッション可能数に200分を乗じて得た時間(以下「基本額適用時間」といいます。)までの場合(累計時間が0の場合を含みます。)は基本額のみを適用し、基本額適用時間を超える場合は、基本額適用時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</u></p>	(3) 利用料の適用	<p>ア <u>削除</u></p>

～2021年1月31日

2021年2月1日～

イ 第4種オープンコンピュータ通信網サービス(次の(ア)及び(イ)に掲げるものに限ります。)に係る利用料については、接続利用者識別符号数の料金月単位での累計数が次表に定める基本額適用数までの場合(累計数が0の場合を含みます。)は基本額のみを適用し、基本額適用数を超える場合は、基本額適用数を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

ただし、カテゴリ2のタイプ4のコース1及びコースNの基本額適用数については、それぞれの接続利用者識別符号数を合算して適用します。

(ア) (略)

(イ) カテゴリ2のもの

区 別	基本額適用数
<a href="#">タイプ1(コース10であつて、接続利用者識別符号数に基づくもの)</a>	300
タイプ2～タイプ4(コースP1のもの) (略)	(略)

ウ [第4種オープンコンピュータ通信網サービス\(タイプ1のコース10\(同時セッション可能数に基づくものに限ります。\)のものに限ります。\)](#)に係る利用料については、[同時セッション可能数の料金月単位での累計数が20までの場合\(累計数が0の場合を含みます。\)](#)は基本額のみを適用し、[20を超える場合は、基本額適用数を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。](#)

[ただし、専用番号を使用する場合には基本額にその専用番号の数に加算額を乗じて得た額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。](#)

エ (略)

イ 第4種オープンコンピュータ通信網サービス(次の(ア)及び(イ)に掲げるものに限ります。)に係る利用料については、接続利用者識別符号数の料金月単位での累計数が次表に定める基本額適用数までの場合(累計数が0の場合を含みます。)は基本額のみを適用し、基本額適用数を超える場合は、基本額適用数を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

ただし、カテゴリ2のタイプ4のコース1及びコースNの基本額適用数については、それぞれの接続利用者識別符号数を合算して適用します。

(ア) (略)

(イ) カテゴリ2のもの

区 別	基本額適用数
タイプ2～タイプ4(コースP1のもの) (略)	(略)

ウ [削除](#)

エ (略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2021年2月1日時点

～2021年1月31日

2021年2月1日～

<p>(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア 第4種契約者(タイプ1のコース8に係る者を除きます。以下この欄において同じとします。)は、最低利用期間内に第4種契約の解除があった場合は、第93条(利用料等の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、その第4種契約の解除のあった日を含む料金月の翌料金月から最低利用期間が満了する日を含む料月までの料金月数に対応する解除前の基本額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>イ (略)</p>	<p>(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア 第4種契約者は、最低利用期間内に第4種契約の解除があった場合は、第93条(利用料等の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、その第4種契約の解除のあった日を含む料金月の翌料金月から最低利用期間が満了する日を含む料月までの料金月数に対応する解除前の基本額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>イ (略)</p>						
<p>(5) <u>接続通信時間の測定等</u></p>	<p>ア <u>接続通信時間は、当社が信号(当社の電気通信設備から送信された利用者識別符号を含む情報の全部又は一部が第4種契約者が指定する者のものであることを識別した信号をいいます。)を受信した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、又は共通編第26条(通信利用の制限等)第3項の規定により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</u></p> <p>イ <u>当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った場合(共通編第26条第3項の規定による場合を除きます。)は、4-2(利用料)に規定する分数に満たない端数の接続時間は、前項の接続通信時間には含みません。</u></p>	<p>(5) <u>削除</u></p>	<p><u>削除</u></p>						
<p>(6)～(8) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(6)～(8) (略)</p>	<p>(略)</p>						
<p>(9) <u>昼間及び夜間の料金額の適用</u></p>	<p>タイプ1のコース8に係る「昼間」及び「夜間」とは、次の時間帯をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="495 1238 1043 1358"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>時 間 帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間</td> <td>午前8時から午後11時までの間</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>午後11時から午前8時までの間</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	時 間 帯	昼間	午前8時から午後11時までの間	夜間	午後11時から午前8時までの間	<p>(9) <u>削除</u></p>	<p><u>削除</u></p>
区 分	時 間 帯								
昼間	午前8時から午後11時までの間								
夜間	午後11時から午前8時までの間								

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2021年2月1日時点

～2021年1月31日

2021年2月1日～

2-2 料金額

2-2-1 利用料

(1) (略)

(2) カテゴリー2のもの

ア タイプ1のもの

(ア) コース1及びコース10 (接続通信時間に基づくものに限ります。) のもの

(月額)

区 分		単 位	料 金 額
<u>コース1</u>	<u>基本額</u>	<u>1の同時セッション可能数ごとに</u>	<u>800円 (880円)</u>
	<u>加算額</u>	<u>接続通信時間1分までごとに</u>	<u>4円 (4.4円)</u>
<u>コース10</u>	<u>基本額</u>	<u>1の同時セッション可能数ごとに</u>	<u>800円 (880円)</u>
	<u>加算額</u>	<u>接続通信時間1分までごとに</u>	<u>4円 (4.4円)</u>

(イ) コース10 (接続利用者識別符号数に基づくものに限ります。) のもの

(月額)

区 分		単 位	料 金 額
<u>基本額</u>		<u>1の第4種契約者識別番号ごとに</u>	<u>390,000円 (429,000円)</u>
<u>加算額</u>	<u>接続利用者識別符号数が300を超えて5,000までの部分</u>	<u>1の接続利用者識別符号ごとに</u>	<u>1,300円 (1,430円)</u>
	<u>接続利用者識別符号数が5,000を超える部分</u>		<u>1,200円 (1,320円)</u>

(ウ) コース10 (同時セッション可能数に基づくものに限ります。) のもの

(月額)

2-2 料金額

2-2-1 利用料

(1) (略)

(2) カテゴリー2のもの

ア 削除

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2021年2月1日時点

～2021年1月31日

2021年2月1日～

区 分		単 位	料 金 額
コース10	基本額	1の第4種契約者 識別番号ごとに	160,000円 (176,000 円)
	加算額	1のセッションご とに	8,000円 (8,800円)

(エ) コース8のもの

1の第4種契約者識別番号ごとに

区 分		料 金 額
昼間	1の通信につき接続通信時間3分までご とに	8.5円 (9.35円)
夜間	1の通信につき接続通信時間4分までご とに	8.5円 (9.35円)

イ～エ (略)  
(3)～(4) (略)  
2-2-2 (略)  
3～6 (略)  
第2～第3 (略)

第2表 工事に関する費用 (工事費 (附带サービスの工事費を除きます。))

- 1 適用 (略)
- 2 工事費の額
  - 2-1 オープンコンピュータ通信網サービス (第7種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリ-V P N及びカテゴリ-v U T Mに係るものを除きます。)に係る工事費の額

イ～エ (略)  
(3)～(4) (略)  
2-2-2 (略)  
3～6 (略)  
第2～第3 (略)

第2表 工事に関する費用 (工事費 (附带サービスの工事費を除きます。))

- 1 適用 (略)
- 2 工事費の額
  - 2-1 オープンコンピュータ通信網サービス (第7種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリ-V P N及びカテゴリ-v U T Mに係るものを除きます。)に係る工事費の額

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2021年2月1日時点
～2021年1月31日	2021年2月1日～	
<p>オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、回線収容部の変更等、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、利用者識別共通符号の変更等、<a href="#">同時セッション可能数の変更</a>、回線終端装置の種類の変更等、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更若しくは利用内容の変更、付加機能の利用の開始、付加機能の利用内容の変更、端末設備の設置若しくは移転、回線調整、契約者カードの利用の開始、交換若しくは再発行又はその他の契約内容の変更に関する工事</p> <p>(略)</p> <p>2-2 (略)</p> <p>第3表 (略)</p> <p>料金表別表1～料金表別表2 (略)</p>	<p>オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、回線収容部の変更等、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、利用者識別共通符号の変更等、回線終端装置の種類の変更等、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更若しくは利用内容の変更、付加機能の利用の開始、付加機能の利用内容の変更、端末設備の設置若しくは移転、回線調整、契約者カードの利用の開始、交換若しくは再発行又はその他の契約内容の変更に関する工事</p> <p>(略)</p> <p>2-2 (略)</p> <p>第3表 (略)</p> <p>料金表別表1～料金表別表2 (略)</p>	